

原議保存期間	1年(令和4年3月31日まで)
有効期間	二種(令和4年3月31日まで)

警視庁刑事部長
各道府県警察本部長
(参考送付先)

警察庁丁刑企発第34号
令和2年4月6日
警察庁刑事局刑事企画課長

庁内関係各課長
警察大学校関係各部長
科学警察研究所関係各部長
皇宮警察本部関係各部長
各管区警察局広域調整担当部長

捜査活動における捜査員の感染防止の再徹底、業務の継続性の確保等について(通達)

新型コロナウイルス感染症については、都市部を中心に全国的に感染が拡大し、警察職員にも感染者が出ている状況であるが、このような中であっても、警察として、犯罪を的確に検挙して事案を解明し、治安責任を果たすべきことは言うまでもないところである。各位にあっては、感染の拡大防止を図りつつ、捜査員の感染による業務への影響を最小化し、業務継続性を確保する観点から、下記について留意の上、捜査員の感染防止、体調管理等を再徹底し、業務継続性の確保に万全を期されたい。

なお、本通達については、警察庁関係各局に連絡済みであり、各都道府県警察においても他の捜査部門へ周知を徹底されたい。

記

1 捜査員の感染防止の再徹底

- (1) 捜査活動における一般的な留意事項等については、「捜査活動における捜査員の感染防止の徹底等について(通達)」(令和2年2月21日付け警察庁丁刑企発第12号)等により指示しているところであるが、引き続き、捜査員に、手洗い、手指消毒、うがいを徹底させるとともに、マスク、手袋等を積極的に着用させるなど、捜査員の感染防止上必要な措置を改めて徹底すること。

(2) 厚生労働省は、「換気の悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発声をする密接場面」のいわゆる「3密」の条件がそろう場所が集団感染のリスクが高いとしていることから、「3密」の回避に配慮した捜査指揮や業務運営に努めるとともに、捜査員に、公私を問わず「3密」を回避した行動をとるよう指導を徹底すること。

2 捜査員等の体調管理の徹底及び体調不良時の対応等

(1) 平素から、捜査員及びその同居家族等の体調管理を徹底し、風邪の症状や発熱のほか、味覚障害や嗅覚障害が生じていないかなど、体調不良者の早期把握に努めること。

(2) 体調不良者及びその相勤員については、新型コロナウイルス感染症の感染の疑いを念頭に置きつつ、原則として自宅待機とさせ出勤させないようにするとともに、医療機関を受診させるなど、体調不良からの回復のための措置及び感染拡大防止のための措置を早期に講じること。

(3) 特に、被疑者の取調べ等継続の必要性が高い業務に従事している捜査員については、検温をこまめに行わせるなど、きめ細かな体調管理を組織的に行い、体調不良の徴候の把握に努めるとともに、体調不良の徴候や体調不良である旨の申告があった場合には、速やかに代替要員を充てるなど、適切に対応すること。

(4) 感染拡大の中でも業務継続性を確保するため、所属を越えて、捜査員が感染した場合の業務補完体制を検討し、構築するとともに、体調不良の職員がその旨を申告しやすい環境を整えること。

(5) きめ細かな体調管理の徹底、職場復帰の慎重な判断、休暇取得等を行いやすい環境の整備については、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた職員の体調管理の再徹底について（通達）」（令和2年4月3日付け警察庁丁給厚発第239号）により示達されているところ、捜査員から体調不良等の申告があった場合には、改めてその趣旨・内容を教示すること。